

2025 年 3 月 27 日

関東バス株式会社

身体障害者手帳・療育手帳・愛の手帳所持者の介護者の方に対する
運賃割引制度の改定について

2025 年 4 月 1 日より、関東バス株式会社では身体障害者手帳及び療育手帳、愛の手帳所持者の介護者に対する運賃割引制度について、下記の通りに改定いたします。

1. 改定実施日

2025 年 4 月 1 日

割引の乗車券類は 2025 年 4 月 1 日から発売します。

2. 対象者

各自治体で発行する身体障害者手帳及び療育手帳、愛の手帳をお持ちのお客様の介護者の方(以下、「介護者の方」といいます。)

3. 新たな制度の概要

(1) 手帳をお持ちの方と一緒にご利用になる介護者の方

① 手帳をお持ちの方と介護者の方が、同一乗車区間、同一期間のご利用の際に割引運賃を適用します。

② 割引となる介護者の方は、当社が必要と認めた場合、原則 1 名適用となります。

対象者	普通旅客運賃(※2)	定期旅客運賃
第 1 種の手帳をお持ちの方の介護者の方	5 割引(※2)	3 割引
第 2 種の手帳をお持ちの方の介護者の方	5 割引(※1)	3 割引

(※1)空港連絡バス(吉祥寺駅～羽田空港・成田空港)、吉祥寺～「東京ディズニーリゾート®」、都市間高速乗合バス(新宿～五條バスセンター、新宿～大阪・奈良、新宿～岡山・倉敷、練馬・新宿～豊橋・三河田原、吉祥寺駅～草津温泉、新宿～羽後本荘・本荘営業所、新宿～横手・田沢湖)を除く

(※2)都市間高速乗合バス(新宿～岡山・倉敷、新宿～豊橋・三河田原)、コミュニティバス(ムーバス、はなバス、すぎ丸)はそれぞれに定めた運賃額

4. その他

乗車券をご購入の際に、各自治体で発行する手帳をお持ちください。また、バスをご利用の際にも必ず手帳をお持ちいただき、ご乗車の際、また、乗務員から提示を求められた場合はご提示ください。

手帳の交付を受けている方は、ミライロ ID のご提示でも割引運賃の対象となります。

以 上